

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会
2025年度第1回「総合事業サービスワーキンググループ」次第

- 1 日 時 2026年1月15日(木) 午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 神戸市役所1号館8階 大会議室
- 3 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 定足数の確認
 - (3) 座長の選任
 - (4) 議事
 - ① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況報告
 - ② 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会について
 - (5) 閉 会

〈配布資料〉

- 資料1. 神戸市が行う総合事業のサービス
- 資料2. 神戸市介護保険制度の実施状況
- 資料3. 介護予防通所サービスの時間短縮型導入後の給付費の抑制効果
- 資料4. 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会について

- 参考資料1. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
「総合事業サービスワーキンググループ」委員名簿
- 参考資料2. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱
- 参考資料3. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
ワーキンググループ設置要綱
- 参考資料4. 前回(2024年度第1回)議事録

神戸市が行う総合事業のサービス

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方が利用

予防給付
(全国一律の基準)

訪問介護
(ホームヘルプ)

通所介護
(デイサービス)

地域支援事業
介護予防事業

訪問型サービス		名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数 ※速報値のため変動の可能性あり	事業所 (団体)数
		介護予防訪問サービス (従前の訪問介護相当)	指定	従来の訪問介護と同じサービス。ヘルパーにより、身体介護と掃除・買物などの生活援助を提供	利用頻度によって	令和7年9月 約7,800名	令和7年9月 549
		生活支援訪問サービス (訪問型サービス・活動A)	指定	従事者の資格要件を緩和し、市の定める研修を修了した方等により、掃除・買物などの生活援助を提供	介護予防訪問サービスの8割	令和7年9月 約2,200名 (全体の約22%)	令和7年9月 305
		住民主体訪問サービス (訪問型サービス・活動B)	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる、掃除・買物などの生活援助	サービス提供者が設定	令和7年9月 78人	令和7年9月 5団体
通所型サービス		名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所 (箇所)数
		介護予防通所サービス (従前の通所介護相当)	指定	従来の通所介護と同じサービス	利用頻度によって	令和7年9月 約13,000名	令和7年9月 439
		フレイル改善通所サービス (通所型サービス・活動C)	委託	フレイル改善のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加をバランスよく取り入れたプログラムを提供	1回200円 (月800円)	令和7年9月 233名	令和7年9月 34箇所
主な一般介護予防事業		名称	内容			実績	
		地域拠点型一般介護予防事業	地域福祉センター、集会所等で週1回2.5～5時間、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、様々なメニューを提供			令和7年4月時点 87ヶ所で実施	
		つどいの場支援事業	月一回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助			令和7年12月時点 276箇所決定 (内1箇所立ち上げ支援)	
		フレイル予防支援事業	集団で行う簡易なフレイルチェックや、フレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスを行う 1回90分以上			令和7年度(10月末時点) 計54回実施、 631人(実人数)	
		KOBEシニア元気ポイント事業	こども施設・イベントなどでのボランティア活動を行った65歳以上のシニアに、ポイントが付与され、現金等と交換できる(R7年度より地域活動や神戸市立幼稚園・小中学校等での活動にも対象を拡充)			令和7年11月末時点 登録者数 4,246人 登録団体数 414施設・77団体	

令和 8 年 1 月 5 日
(国保連合会の令和 7 年 11 月審査
分までの給付実績情報等に基づき、
令和 7 年 9 月末までの状況をとり
まとめたもの)

神戸市介護保険制度の実施状況

1. 高齢化の状況	1
2. 要介護認定等の状況	2
(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況	2
(2) 要介護認定者数・事業対象者数の推移	3
3. 介護保険サービスの利用状況	4
(1) サービス利用者数等の推移	4
(2) 要介護度別サービス利用者の状況	4
(3) サービス毎の利用状況と推移	5
4. 在宅サービスの種類別利用状況	9
(1) サービス種類別利用人数の推移	9
(2) サービス種類別利用者割合	9
(3) 要介護度別サービス利用者割合	10
(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移	10
5. 指定事業者等・定員数の推移等	11
6. 介護給付費の支払状況	14
7. 保険料の収納状況等	15
(1) 介護保険料収納状況	15
(2) 保険料減免の状況	15
(3) 利用料軽減措置の状況	16
8. 事業者指導・監査の状況	16

令和 8 年 1 月

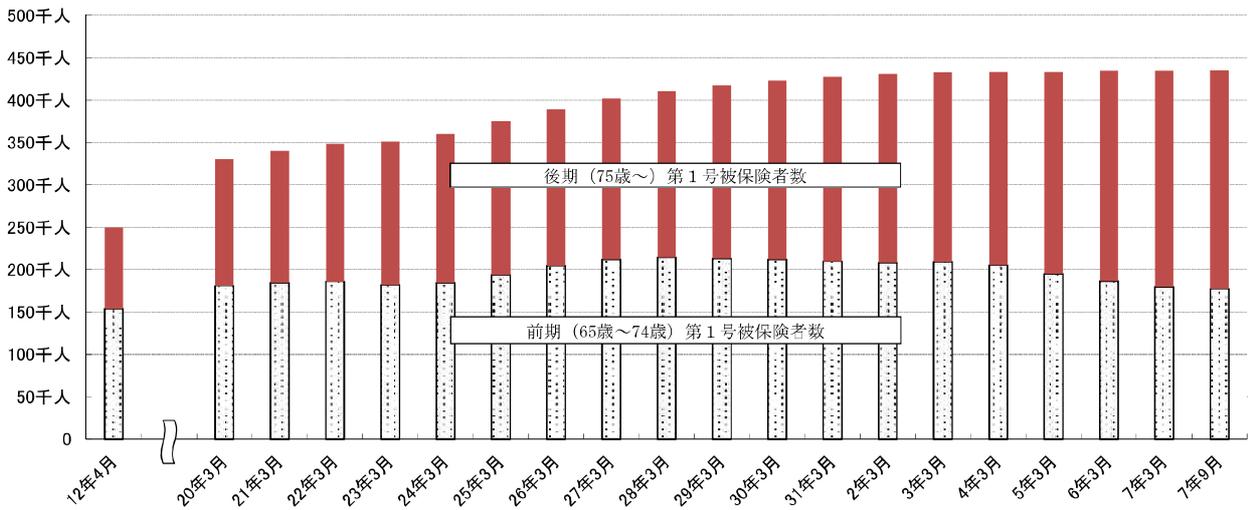
介護保険課

介護保険の実施状況（平成12年4月～令和7年9月）

1. 高齢化の状況 (全市)

	12年4月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	04年3月末	05年3月末	06年3月末	07年3月末	07年9月末
神戸市人口	1,508,944人 (100)	1,532,857人 (102)	1,529,092人 (101)	1,521,615人 (101)	1,510,704人 (100)	1,503,386人 (100)	1,494,661人 (99)	1,487,741人 (99)	1,487,746人 (99)
第1号被保険者数	249,658人 (100)	427,683人 (171)	430,818人 (173)	432,999人 (173)	433,564人 (174)	433,448人 (174)	434,595人 (174)	434,769人 (174)	435,145人 (174)
65歳～74歳	153,875人 (100)	209,672人 (136)	208,193人 (135)	209,363人 (136)	205,229人 (133)	194,834人 (127)	186,330人 (121)	179,350人 (117)	177,322人 (115)
75歳～	95,783人 (100)	218,011人 (228)	222,625人 (232)	223,636人 (233)	228,335人 (238)	238,614人 (249)	248,265人 (259)	255,419人 (267)	257,823人 (269)
第2号被保険者数	529,848人 (100)	520,017人 (98)	520,376人 (98)	520,398人 (98)	519,906人 (98)	519,760人 (98)	518,357人 (98)	516,411人 (97)	516,677人 (98)
第1号被保険者数/神戸市人口	16.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.7%	28.8%	29.1%	29.2%	29.2%

- 注1 神戸市人口は、「住民基本台帳+外国人登録」記載の人数に基づく
- 注2 第1号被保険者数には、市外の介護保険施設に入所している住所地特例者の人数を含む
- 注3 第2号被保険者数は、「住民基本台帳+外国人登録」に記載する40歳～64歳までの人数
- 注4 () は、平成12年4月末時点を100とした場合の指数



(行政区別)

令和7年9月末現在 【単位：人】

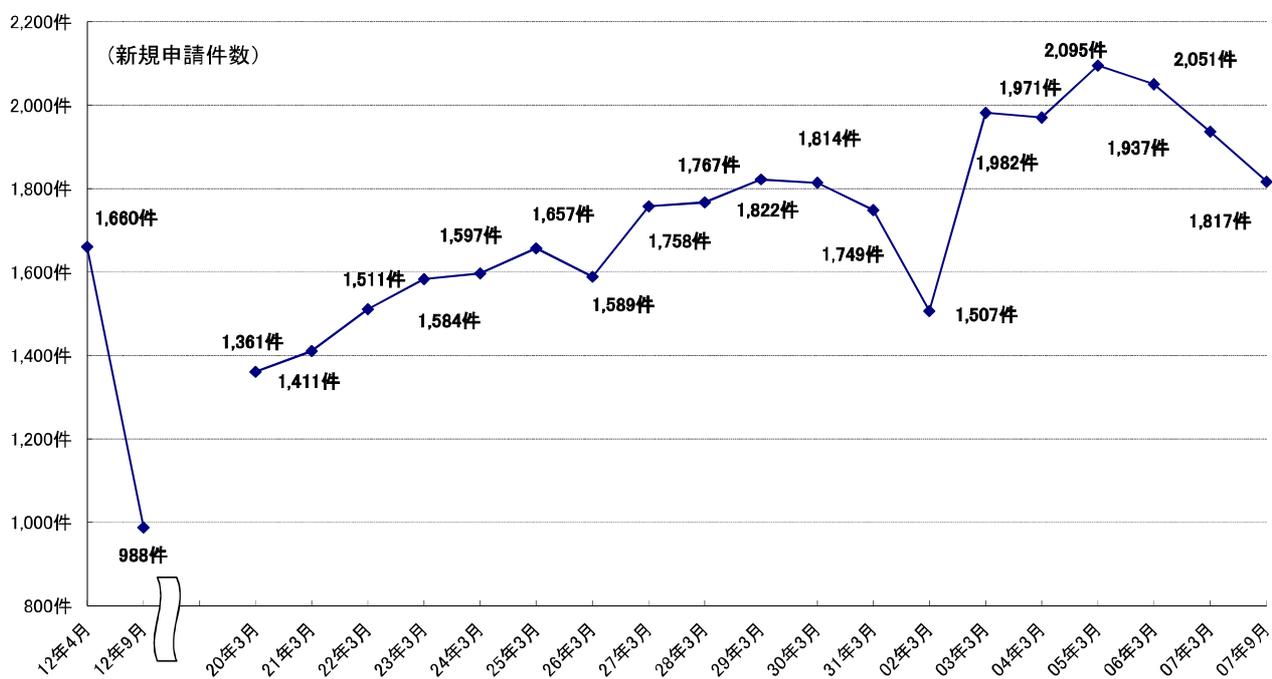
	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
区別人口	210,054	131,970	142,224	110,861	206,002	94,461	153,541	209,268	229,365	1,487,746
第1号被保険者数	54,570	33,896	32,685	29,495	67,254	30,706	51,210	64,801	70,528	435,145
65歳～74歳	22,868	13,627	13,706	11,468	26,640	11,633	19,598	25,158	32,624	177,322
75歳～	31,702	20,269	18,979	18,027	40,614	19,073	31,612	39,643	37,904	257,823
第1号被保険者数/ 区別人口 (%)	26.0%	25.7%	23.0%	26.6%	32.6%	32.5%	33.4%	31.0%	30.7%	29.2%

2. 要介護認定等の状況

(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況

	11年度中	12年4月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
要介護等認定申請者数	29,455人	1,843人	7,183人	6,337人	6,307人	7,140人	6,904人	6,104人	6,654人	6,584人
うち新規申請		1,660人	1,749人	1,507人	1,982人	1,971人	2,095人	2,051人	1,937人	1,817人
基本チェックリスト実施人数	—	—	36人	68人	91人	76人	88人	78人	147人	105人
うち新規実施	—	—	36人	68人	80人	62人	76人	69人	132人	87人

注1 基本チェックリスト実施人数には、要介護認定申請と同時に、要介護認定を受けた方を含む。



新規申請者に対する判定結果 (令和7年9月に判定結果が出たもの)

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	84人	550人	354人	278人	119人	75人	92人	72人	1,624人

新規基本チェックリスト実施者に対する判定結果 (令和7年9月に判定結果が出たもの)

	非該当	該当
事業対象者	1人	85人

(2) 要介護認定者数・事業対象者数の推移

	12年4月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	04年3月末	05年3月末	06年3月末	07年3月末	07年9月末
要介護等認定者数	26,040人 (100) [100%]	89,072人 (342) [100%]	91,144人 (350) [100%]	91,755人 (352) [100%]	93,163人 (358) [100%]	94,126人 (361) [100%]	96,146人 (369) [100%]	98,153人 (377) [100%]	99,401人 (382) [100%]
要支援1	3,445人 (100) [13.2%]	18,417人 (535) [20.7%]	18,280人 (531) [20.1%]	18,368人 (533) [20.0%]	19,017人 (552) [20.4%]	19,474人 (565) [20.7%]	20,095人 (583) [20.9%]	20,800人 (604) [21.2%]	20,858人 (605) [21.0%]
要支援2	— —	17,613人 [19.8%]	18,561人 [20.4%]	18,018人 [19.6%]	18,008人 [19.3%]	18,469人 [19.6%]	18,982人 [19.7%]	19,711人 [20.1%]	20,018人 [20.1%]
要介護1	7,151人 (100) [27.5%]	13,491人 (189) [15.1%]	14,069人 (197) [15.4%]	15,145人 (212) [16.5%]	15,506人 (217) [16.6%]	15,799人 (221) [16.8%]	16,277人 (228) [16.9%]	16,557人 (232) [16.9%]	16,828人 (235) [16.9%]
要介護2	5,088人 (100) [19.5%]	12,767人 (251) [14.3%]	12,969人 (255) [14.2%]	12,765人 (251) [13.9%]	12,549人 (247) [13.5%]	12,367人 (243) [13.1%]	12,514人 (246) [13.0%]	12,948人 (254) [13.2%]	13,057人 (257) [13.1%]
要介護3	3,782人 (100) [14.5%]	10,174人 (269) [11.4%]	10,328人 (273) [11.3%]	10,450人 (276) [11.4%]	10,573人 (280) [11.3%]	10,355人 (274) [11.0%]	10,395人 (275) [10.8%]	10,532人 (278) [10.7%]	10,711人 (283) [10.8%]
要介護4	3,551人 (100) [13.6%]	9,535人 (269) [10.7%]	9,850人 (277) [10.8%]	10,251人 (289) [11.2%]	10,552人 (297) [11.3%]	10,704人 (301) [11.4%]	10,901人 (307) [11.3%]	11,015人 (310) [11.2%]	11,120人 (313) [11.2%]
要介護5	3,023人 (100) [11.6%]	7,075人 (234) [7.9%]	7,087人 (234) [7.8%]	6,758人 (224) [7.4%]	6,958人 (230) [7.5%]	6,958人 (230) [7.4%]	6,982人 (231) [7.3%]	6,590人 (218) [6.7%]	6,809人 (225) [6.9%]
うち第1号被保険者	25,312人	87,540人	89,599人	90,217人	91,636人	92,635人	94,641人	96,643人	97,848人
うち第2号被保険者	728人	1,532人	1,545人	1,538人	1,527人	1,491人	1,505人	1,510人	1,553人
第1号被保険者中の 認定者割合(%)	10.1%	20.5%	20.8%	20.8%	21.1%	21.4%	21.8%	22.2%	22.5%

※ () は、平成12年4月末時点を100とした場合の指数

[] は、構成比(端数整理の関係で合計が100%にならないことがある。)

	29年4月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	04年3月末	05年3月末	06年3月末	07年3月末	07年9月末
事業対象者数	51人 (100)	1,147人 (2,249)	1,231人 (2,414)	1,281人 (2,512)	1,317人 (2,582)	1,475人 (2,892)	1,546人 (3,031)	1,671人 (3,276)	1,772人 (3,475)
第1号被保険者中の 事業対象者割合(%)	—	0.27%	0.29%	0.30%	0.30%	0.34%	0.36%	0.38%	0.41%

※ () は、平成29年4月末時点を100とした場合の指数

3. 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス利用者数等の推移

		12年4月	31年3月	02年3月	03年03月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	13,767人 (100)	61,027人 (443)	62,142人 (451)	63,713人 (463)	64,277人 (467)	65,846人 (478)	67,087人 (487)	68,460人 (497)	69,785人 (507)
	(うち総合事業)	—	21,863人	21,080人	20,997人	20,733人	21,882人	22,572人	22,691人	22,998人
	(b) 施設サービス	6,899人 (100)	10,152人 (147)	10,404人 (151)	10,301人 (149)	10,461人 (152)	10,603人 (154)	10,781人 (156)	10,947人 (159)	10,943人 (159)
	(c) 重複分	167人 (100)	354人 (212)	354人 (212)	300人 (180)	318人 (190)	380人 (228)	351人 (210)	319人 (191)	334人 (200)
	(d) 実数 (a)+(b)-(c)	20,499人 (100)	70,825人 (346)	72,192人 (352)	73,714人 (360)	74,420人 (363)	76,069人 (371)	77,517人 (378)	79,088人 (386)	80,394人 (392)
	(e) 要介護認定者数	26,040人	89,072人	91,144人	91,755人	93,163人	94,126人	96,146人	98,153人	99,401人
(f) 事業対象者数	—	1,147人	1,231人	1,281人	1,317人	1,475人	1,546人	1,671人	1,772人	
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))		78.7%	78.5%	78.2%	79.2%	78.8%	79.6%	79.3%	79.2%	79.5%

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和7年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(C)重複分」は、同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

注4 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

(2) 要介護度別サービス利用者の状況

令和7年9月分

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	事業対象者
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	13,451人	15,459人	13,586人	10,606人	6,654人	5,611人	3,361人	68,728人	—
	構成割合	19.6%	22.5%	19.8%	15.4%	9.7%	8.2%	4.9%	100.0%	—
	(うち総合事業)	9,991人	11,950人	0人	0人	0人	0人	0人	21,941人	1,057人
	(b) 施設サービス	0人	0人	540人	1,194人	2,966人	3,957人	2,286人	10,943人	—
	構成割合	0.0%	0.0%	4.9%	10.9%	27.1%	36.2%	20.9%	100.0%	—
	(c) 重複分	0人	0人	35人	64人	100人	88人	47人	334人	—
構成割合	0.0%	0.0%	10.5%	19.2%	29.9%	26.3%	14.1%	100.0%	—	
(d) 実数 (a)+(b)-(c)	13,451人	15,459人	14,091人	11,736人	9,520人	9,480人	5,600人	79,337人	1,057人	
構成割合	17.0%	19.5%	17.8%	14.8%	12.0%	11.9%	7.1%	100.0%	100.0%	
(e) 要介護認定者数	20,858人	20,018人	16,828人	13,057人	10,711人	11,120人	6,809人	99,401人	—	
(f) 事業対象者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,772人
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))		64.5%	77.2%	83.7%	89.9%	88.9%	85.3%	82.2%	79.8%	59.7%

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和7年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(C)重複分」は、同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

(3) サービス毎の利用状況と推移

① (在宅サービス)

	12年4月	31年3月	02年3月	03年03月	04年03月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
訪問介護	6,593人 (100)	13,567人 (206)	13,616人 (207)	13,757人 (209)	13,865人 (210)	13,786人 (209)	13,657人 (207)	13,589人 (206)	13,923人 (211)
(総合事業含)	—	24,840人	24,847人	24,586人	24,456人	24,387人	24,046人	23,578人	23,950人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	1,439人 (100)	— —	— —						
訪問入浴介護	780人 (100)	840人 (108)	825人 (106)	958人 (123)	950人 (122)	933人 (120)	880人 (113)	885人 (113)	903人 (116)
	2,430回 (100)	4,252回 (175)	4,265回 (176)	4,974回 (205)	4,921回 (203)	4,829回 (199)	4,653回 (191)	4,419回 (182)	4,679回 (193)
	3.1回/人	5.1回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.3回/人	5.0回/人	5.2回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	0人 —	10人 —	5人 —	9人 —	6人 —	11人 —	9人 —	8人 —	5人 —
訪問看護	2,523人 (100)	10,651人 (422)	11,704人 (464)	12,780人 (507)	13,632人 (540)	14,470人 (574)	15,327人 (607)	16,196人 (642)	16,716人 (663)
	12,279回 (100)	102,377回 (834)	114,822回 (935)	135,882回 (1,107)	139,105回 (1,133)	145,146回 (1,182)	144,355回 (1,176)	148,056回 (1,206)	156,947回 (1,278)
	4.9回/人	9.6回/人	9.8回/人	10.6回/人	10.2回/人	10.0回/人	9.4回/人	9.1回/人	9.4回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	62人 (100)	2,716人 (4,381)	3,207人 (5,173)	3,457人 (5,576)	3,723人 (6,005)	4,183人 (6,747)	4,528人 (7,303)	4,811人 (7,760)	4,933人 (7,956)
訪問 リハビリテーション	128人 (100)	1,572人 (1,228)	1,687人 (1,318)	1,828人 (1,428)	1,876人 (1,466)	1,985人 (1,551)	2,057人 (1,607)	2,082人 (1,627)	2,130人 (1,664)
	386回 (100)	19,298回 (4,999)	20,750回 (5,376)	23,848回 (6,178)	24,000回 (6,218)	26,050回 (6,749)	24,952回 (6,464)	24,777回 (6,419)	26,086回 (6,758)
	3.0回/人	12.3回/人	12.3回/人	13.0回/人	12.8回/人	13.1回/人	12.1回/人	11.9回/人	12.2回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	2人 (100)	427人 (21,350)	479人 (23,950)	532人 (26,600)	559人 (27,950)	625人 (31,250)	707人 (35,350)	736人 (36,800)	761人 (38,050)
居宅療養 管理指導	2,051人 (100)	12,036人 (587)	12,647人 (617)	14,280人 (696)	14,936人 (728)	16,026人 (781)	16,744人 (816)	18,026人 (879)	18,817人 (917)
	3,034回 (100)	19,289回 (636)	19,520回 (643)	23,527回 (775)	24,498回 (807)	26,769回 (882)	28,686回 (945)	32,071回 (1,057)	33,776回 (1,113)
	1.5回/人	1.6回/人	1.5回/人	1.6回/人	1.6回/人	1.7回/人	1.7回/人	1.8回/人	1.8回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	74人 (100)	1,525人 (2,061)	1,661人 (2,245)	1,883人 (2,545)	1,878人 (2,538)	2,111人 (2,853)	2,246人 (3,035)	2,500人 (3,378)	2,622人 (3,543)
福祉用具貸与	535人 (100)	29,463人 (5,507)	30,805人 (5,758)	31,959人 (5,974)	33,040人 (6,176)	33,936人 (6,343)	34,581人 (6,464)	35,565人 (6,648)	36,328人 (6,790)
	1,392品目 (100)	106,999品目 (7,687)	113,624品目 (8,163)	120,143品目 (8,631)	126,722品目 (9,104)	131,751品目 (9,465)	135,609品目 (9,742)	141,666品目 (10,177)	145,066品目 (10,421)
	2.6品目/人	3.6品目/人	3.7品目/人	3.8品目/人	3.8品目/人	3.9品目/人	3.9品目/人	4.0品目/人	4.0品目/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	10人 (100)	10,444人 (104,440)	11,157人 (111,570)	11,507人 (115,070)	12,071人 (120,710)	12,872人 (128,720)	13,382人 (133,820)	13,901人 (139,010)	14,154人 (141,540)

	12年4月	31年3月	02年3月	03年03月	04年03月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
通所介護	5,536人 (100)	15,027人 (271)	14,765人 (267)	14,475人 (261)	14,050人 (254)	14,742人 (266)	14,947人 (270)	14,984人 (271)	15,376人 (278)
(総合事業含)	—	25,612人	24,608人	24,643人	24,192人	26,023人	27,129人	27,686人	28,347人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	899人 (100)	— —							
通所 リハビリテーション	1,955人 (100)	6,546人 (335)	6,388人 (327)	6,315人 (323)	6,068人 (310)	6,331人 (324)	6,554人 (335)	6,774人 (346)	6,874人 (352)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	124人 (100)	2,359人 (1,902)	2,336人 (1,884)	2,375人 (1,915)	2,307人 (1,860)	2,492人 (2,010)	2,678人 (2,160)	2,786人 (2,247)	2,866人 (2,311)
短期入所 生活介護	1,345人 (100)	3,523人 (262)	3,311人 (246)	3,177人 (236)	3,095人 (230)	3,332人 (248)	3,360人 (250)	3,190人 (237)	3,193人 (237)
	9,936日 (100)	43,288日 (436)	42,640日 (429)	43,171日 (434)	40,887日 (412)	42,281日 (426)	43,171日 (434)	39,696日 (400)	39,213日 (395)
	7.4日/人	12.3日/人	12.9日/人	13.6日/人	13.2日/人	12.7日/人	12.8日/人	12.4日/人	12.3日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	22人 (100)	114人 (518)	94人 (427)	89人 (405)	97人 (441)	105人 (477)	113人 (514)	113人 (514)	100人 (455)
短期入所 療養介護	162人 (100)	725人 (448)	658人 (406)	616人 (380)	555人 (343)	631人 (390)	635人 (392)	602人 (372)	618人 (381)
	1,085日 (100)	6,356日 (586)	6,128日 (565)	5,507日 (508)	4,924日 (454)	5,142日 (474)	5,256日 (484)	4,698日 (433)	4,961日 (457)
	6.7日/人	8.8日/人	9.3日/人	8.9日/人	8.9日/人	8.1日/人	8.3日/人	7.8日/人	8.0日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	2人 (100)	17人 (850)	14人 (700)	12人 (600)	10人 (500)	11人 (550)	10人 (500)	11人 (550)	14人 (700)
特定施設 入居者生活介護	217人 (100)	4,499人 (2,073)	4,705人 (2,168)	4,823人 (2,223)	4,886人 (2,252)	5,017人 (2,312)	5,163人 (2,379)	5,396人 (2,487)	5,481人 (2,526)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	21人 (100)	1,042人 (4,962)	1,081人 (5,148)	1,067人 (5,081)	1,056人 (5,029)	1,066人 (5,076)	1,095人 (5,214)	1,203人 (5,729)	1,219人 (5,805)
居宅介護支援	13,225人 (100)	42,249人 (319)	43,649人 (330)	44,950人 (340)	45,548人 (344)	47,028人 (356)	47,911人 (362)	48,644人 (368)	49,747人 (376)
うち要支援者に対する サービス	2,272人 (100)	— —							
うち介護予防支援	— —	13,574人 (597)	14,464人 (637)	15,042人 (662)	15,419人 (679)	16,607人 (731)	17,404人 (766)	17,973人 (791)	18,348人 (808)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和7年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

注3 「訪問介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「訪問介護」に総合事業の「介護予防訪問サービス」と「生活支援訪問サービス」を加えた人数

注4 「通所介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「通所介護」に総合事業の「介護予防通所サービス」を加えた人数

	12年4月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	182人	189人	215人	239人	333人	381人	464人	491人
夜間対応型訪問介護	—	1人	1人	2人	2人	3人	4人	4人	4人
認知症対応型通所介護	—	538人	558人	582人	536人	581人	598人	568人	550人
小規模多機能型居宅介護	—	836人	848人	859人	917人	875人	801人	791人	829人
認知症対応型共同生活介護	17人 (100)	2,254人 (13,259)	2,456人 (14,447)	2,456人 (14,447)	2,496人 (14,682)	2,575人 (15,147)	2,588人 (15,224)	2,704人 (15,906)	2,730人 (16,059)
小規模特別養護老人ホーム	—	611人	632人	642人	661人	663人	699人	711人	718人
看護小規模多機能型居宅介護	—	154人	211人	248人	256人	292人	301人	320人	333人

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和7年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

② (施設サービス)

	12年4月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
特別養護老人ホーム	4,122人 (100)	5,772人 (140)	6,200人 (150)	6,258人 (152)	6,519人 (158)	6,662人 (162)	6,872人 (167)	6,896人 (167)	6,893人 (167)
うち小規模特別養護老人ホーム(再掲)	—	611人	632人	642人	661人	663人	699人	711人	718人
介護老人保健施設	1,987人 (100)	4,738人 (238)	4,761人 (240)	4,645人 (234)	4,575人 (230)	4,584人 (231)	4,634人 (233)	4,782人 (241)	4,785人 (241)
介護療養型医療施設	842人 (100)	282人 (33)	102人 (12)	76人 (9)	66人 (8)	70人 (8)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
介護医療院	—	9人	207人 (100)	339人 (164)	375人 (181)	366人 (177)	450人 (217)	440人 (213)	444人 (131)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和7年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

「介護医療院」は、平成30年10月より開始。() は、令和2年3月分を100とした場合の指数

注3 平成12年4月分の老人保健施設の利用者数は、老人保健施設のショートステイの利用者数を含む

注4 介護療養型医療施設は令和6年3月末で終了

③ (住宅改修及び福祉用具購入)

	12年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度 4月～9月末
住宅改修	2,185件 (100)	7,353件 (337)	7,276件 (333)	6,829件 (313)	6,800件 (311)	6,835件 (313)	6,865件 (314)	7,170件 (328)	3,536件 (162)
福祉用具購入	3,395件 (100)	6,240件 (184)	6,362件 (187)	6,608件 (195)	6,383件 (188)	6,486件 (191)	6,398件 (188)	7,146件 (210)	3,225件 (95)

注1 年度区分は支給決定月に基づく(利用年度ではない)

注2 () は、平成12年度を100とした場合の指数

④（市町村特別給付）

	20年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度 3月～8月
ミドルステイ	21件	3件	4件	18件	5件	0件	1件	3件	0件
緊急ショートステイ	0件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
緊急一時保護	—	3件	1件	0件	3件	0件	0件	2件	2件
災害時ショートステイ	—	—	—	—	1件	4件	0件	0件	0件

注1 3月～翌年2月分の利用実績

⑤（総合事業）

	29年4月	30年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
介護予防 訪問サービス	635人 (100)	10,646人 (1,677)	9,174人 (1,445)	8,775人 (1,382)	8,360人 (1,317)	8,217人 (1,294)	8,029人 (1,264)	7,710人 (1,214)	7,796人 (1,228)
生活支援 訪問サービス	80人 (100)	506人 (633)	2,057人 (2,571)	2,054人 (2,568)	2,231人 (2,789)	2,384人 (2,980)	2,360人 (2,950)	2,279人 (2,849)	2,231人 (2,789)
住民主体 訪問サービス	0人 —	9人 (100)	56人 (622)	57人 (633)	37人 (411)	56人 (622)	57人 (633)	66人 (733)	78人 (867)
介護予防 通所サービス	542人 (100)	9,677人 (1,785)	9,843人 (1,816)	10,168人 (1,876)	10,142人 (1,871)	11,281人 (2,081)	12,182人 (2,248)	12,702人 (2,344)	12,971人 (2,393)
短期集中 通所サービス	— —	70人 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
フレイル改善 通所サービス	— —	— —	116人 (100)	90人 (78)	148人 (128)	165人 (142)	115人 (99)	225人 (194)	233人 (201)

注1 「介護予防訪問サービス」「生活支援訪問サービス」「介護予防通所サービス」については、兵庫県国保連合会給付実績情報等を令和7年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後変動する。

注2 () は、平成29年4月分を100とした場合の指数

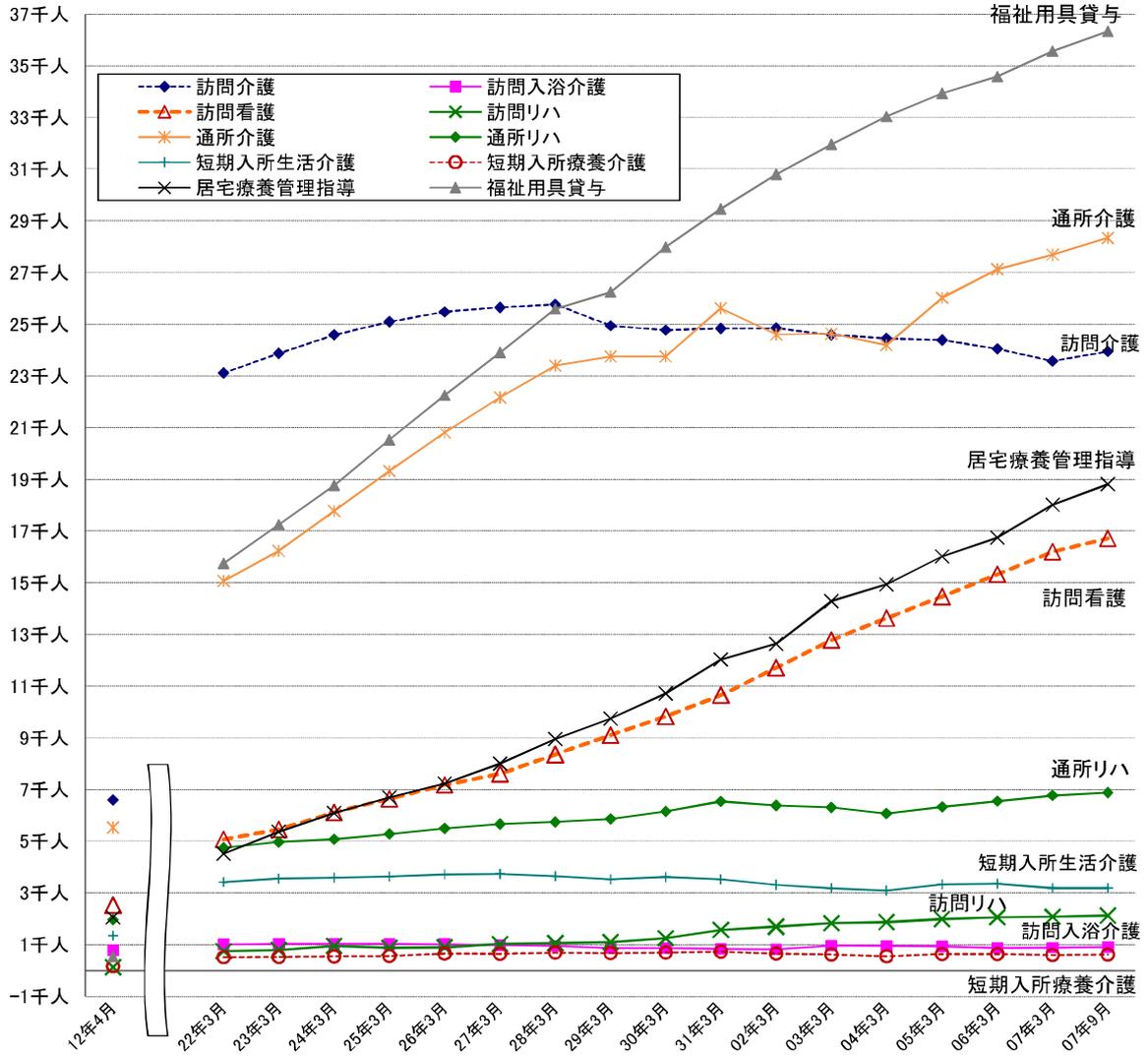
「住民主体訪問サービス」の() は、平成30年3月分を100とした場合の指数

「フレイル改善通所サービス」は、平成30年10月より開始。() は、令和2年3月分を100とした場合の指数

注3 「短期集中通所サービス」は、平成29年7月より開始。平成30年12月終了

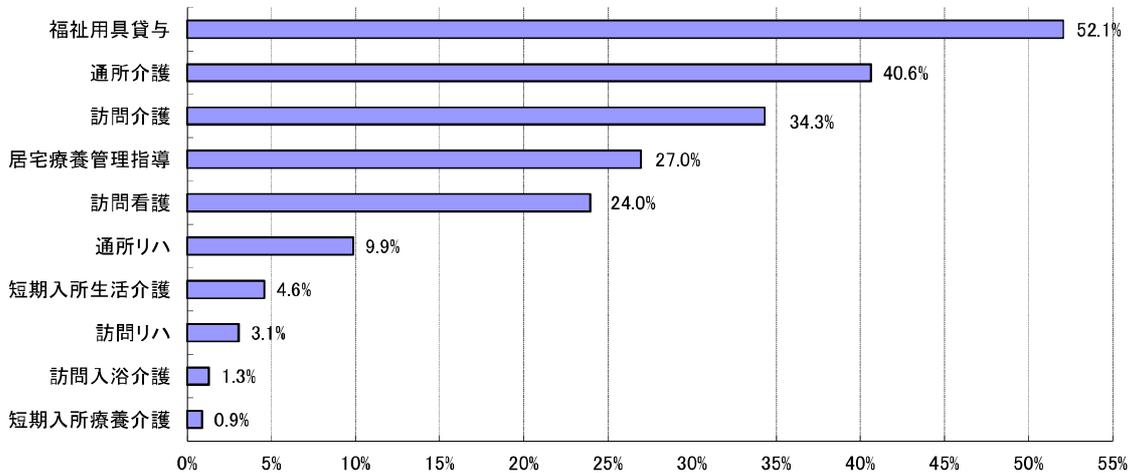
4. 在宅サービスの種類別利用状況

(1) サービス種類別利用人数の推移



(2) サービス種類別利用者割合 (各サービス利用者数/在宅サービス利用者総数)

令和7年9月利用分

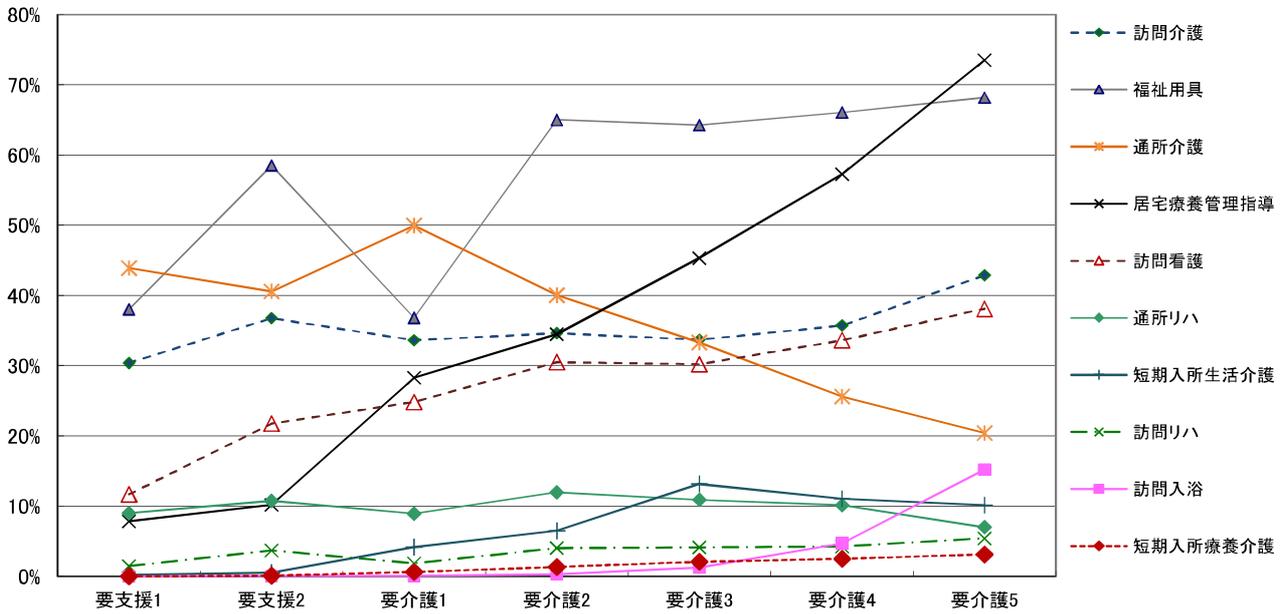


※通所介護、訪問介護は総合事業分も含む

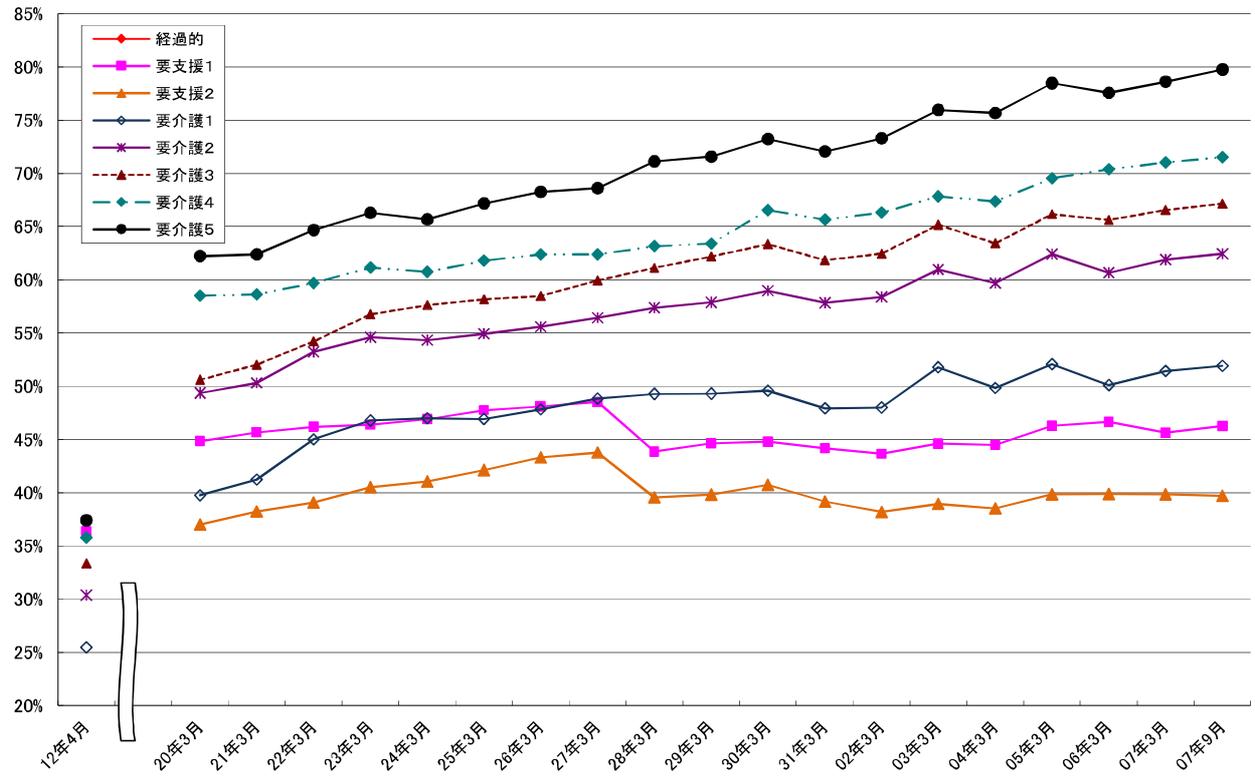
(3) 要介護度別サービス利用者割合

(各サービスの利用者数/在宅サービス利用者総数)

令和7年9月利用分



(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移



令和7年9月利用分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
利用率	46.3%	39.7%	51.9%	62.4%	67.1%	71.5%	79.8%	59.0%

5. 指定事業者等・定員数の推移等

① (在宅サービス)

		12年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
訪問介護	事業所数	48	588	584	581	586	601	604	611	603
介護予防訪問介護	事業所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護予防訪問サービス	事業所数	—	544	541	538	536	550	553	557	549
生活支援訪問サービス	事業所数	—	304	308	315	325	336	290	312	305
住民主体訪問サービス	実施団体数	—	6	6	5	5	5	5	5	5
訪問入浴介護	事業所数	4	14	14	13	14	14	14	14	14
訪問看護	事業所数	60	195	201	221	242	262	284	316	318
訪問リハビリテーション	事業所数	—	19	22	22	28	29	29	30	32
福祉用具貸与	事業所数	10	102	101	100	98	100	104	102	100
特定福祉用具販売	事業所数	—	96	97	95	95	96	101	97	96
通所介護	事業所数	58	456	455	464	464	465	461	466	460
	定員数(人)	1,250	10,690	10,702	11,114	11,130	11,231	11,192	11,286	11,113
うち 地域密着型通所介護	事業所数	—	211	208	211	211	211	209	212	210
	定員数(人)	—	2,685	2,653	2,914	2,945	2,990	2,953	3,002	2,984
介護予防通所介護	事業所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護予防通所サービス	事業所数	—	425	421	436	436	436	431	444	439
通所リハビリテーション	事業所数	19	849	924	984	1,052	1,104	1,131	1,189	1,229
短期入所生活介護	事業所数	41	109	114	117	119	122	126	126	125
	定員数(人)	748	1,553	1,589	1,602	1,600	1,610	1,638	1,578	1,518
短期入所療養介護	事業所数	19	96	95	94	91	92	91	90	91
認知症対応型 共同生活介護	施設数	1	123	125	131	134	137	137	140	142
	定員数(人)	8	2,379	2,457	2,610	2,673	2,764	2,763	2,870	2,931
特定施設入居者 生活介護	施設数	6	103	107	109	110	113	114	117	117
	定員数(人)	1,081	8,578	8,836	8,982	9,064	9,314	9,658	9,878	9,819
居宅介護支援	事業所数	276	476	470	448	422	423	410	406	403
介護予防支援	事業所数	—	76	76	76	76	76	76	149	159

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成(平成24年3月迄)(※休止中の事業所を除く)

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

注6 平成29年度より総合事業の項目を追加

注7 令和6年度より訪問リハビリテーションは老人保健施設・介護医療院を含む。(みなし指定に変更)

注8 令和6年度より指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施。

		12年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	—	13	14	16	18	19	24	28	27
夜間対応型 訪問介護	事業所数	—	1	1	1	3	3	2	2	2
看護小規模 多機能型居宅介護	事業所数	—	9	11	13	13	15	15	16	16
小規模多機能型 居宅介護	事業所数	—	46	45	45	47	46	41	41	42
	定員数 (人)	—	1,226	1,201	1,220	1,276	1,262	1,126	1,123	1,159
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	事業所数	—	27	26	26	27	27	28	29	29
	定員数 (人)	—	680	670	673	693	702	722	750	750
認知症対応型 通所介護	事業所数	—	28	29	31	31	32	31	32	30
	定員数 (人)	—	335	347	356	356	362	359	371	355

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成（平成24年3月迄）（※休止中の事業所を除く）

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

②（施設サービス）

		12年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	07年3月	07年9月
介護老人福祉施設	施設数	47	108	113	118	121	123	125	126	126
	定員数 (人)	3,310	6,161	6,594	6,959	7,231	7,439	7,615	7,656	7,656
うち地域密着型 介護老人福祉施設	施設数	—	26	26	27	28	28	28	29	29
	定員数 (人)	—	660	679	699	728	728	722	750	750
介護老人保健施設	施設数	19	63	63	63	63	65	65	65	65
	定員数 (人)	1,757	5,431	5,461	5,461	5,461	5,605	5,605	5,653	5,653
療養強化型老健施設	施設数	—	1	1	0	0	0	0	0	0
	定員数 (人)	—	90	90	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	施設数	—	7	4	3	2	2	1	—	—
	定員数 (人)	—	305	97	81	70	70	10	—	—
介護医療院	施設数	—	1	2	5	6	6	7	7	7
	定員数 (人)	—	18	197	365	377	377	463	463	463
施設合計	施設数	66	180	183	189	192	196	198	198	198
	定員数 (人)	5,067	12,005	12,439	12,866	13,139	13,491	13,693	13,772	13,772

注1 介護老人福祉施設に地域密着型介護老人福祉施設（再掲）を含む（平成18年度から）

注2 旧一部ユニット型施設については、平成23年9月1日以降に指定、許可の更新があった施設について、ユニット型施設および従来型施設をそれぞれ別施設として計上（平成27年3月より）

注3 介護療養型老健施設→療養強化型老健施設に名称変更（平成28年3月より）

注4 介護療養型医療施設は令和6年3月末で終了

③（あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対応状況）

業 務	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度 4月～9月
介護予防ケアマネジメント	370,354	427,124	373,478	358,614	369,372	369,812	369,204	180,204
総合相談支援	101,682	122,264	120,138	127,561	135,280	138,650	138,839	69,342
権利擁護支援	12,716	11,739	14,395	12,355	11,016	10,989	11,710	5,810
包括的・継続的ケアマネジメント支援	26,210	28,852	32,993	33,869	34,119	33,071	33,613	15,404
その他（要介護（要支援）認定の 申請代行等）	40,071	41,600	44,265	43,684	46,791	46,459	39,410	20,919
計	551,033	631,579	585,269	576,083	596,578	598,981	592,776	291,679

※ 具体的な業務

介護予防ケアマネジメント：要支援1・2及び特定高齢者の方を対象とする介護予防サービスと介護や支援が必要になるおそれのある方を対象とするサービスの適切な実施のために、ケアプランの作成を行う。

令和元年度より介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数を計上するよう変更した。

総合相談支援：高齢者やその家族、地域住民から様々な相談を受け、また、高齢者を個別訪問などして、必要な支援を把握し、適切なサービス利用の調整を行う。

権利擁護支援：高齢者虐待の対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用を支援するなどにより、高齢者の権利を擁護する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援：高齢者の心身の状態やその変化に合わせて、必要なサービスが提供されるようにケアマネジャーへの助言・指導や医療機関など関係機関との調整を行う。

参考（サービス付高齢者向け住宅）

		30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年03月	06年03月	07年3月	07年9月
サービス付 高齢者向け住宅	件数	93	92	99	111	116	119	118	121	124
	戸数	3,444	3,458	3,726	4,354	4,526	4,810	4,826	5,016	5,197
うち特定施設 入居者生活介護施設	件数	1	3	4	5	6	7	7	9	9
	戸数	70	186	241	321	403	499	495	675	675

注1 サービス付高齢者向け住宅の件数・戸数については平成29年3月分より掲載

6. 介護給付費の支払状況

【単位:百万円】

サービス提供月	12年4月分	12年度合計	03年3月分	03年度合計(対前年比増)	04年3月分	04年度合計(対前年比増)	05年3月分	05年度合計(対前年比増)	06年3月分	06年度合計(対前年比増)	07年3月分	07年3月～9月
在宅サービス	790	12,467	7,596	89,942 (3.6%)	7,643	92,272 (2.6%)	8,017	95,318 (3.3%)	8,005	98,228 (3.1%)	8,312	59,010
うち総合事業	—	—	520	6,248	509	6,401	545	6,700	561	6,744	565	3,958
施設サービス	1,871	24,360	3,423	40,412 (0.4%)	3,427	40,823 (1.0%)	3,503	42,144 (3.2%)	3,590	44,044 (4.5%)	3,762	26,008
合計	2,661	36,827	11,019	130,354 (2.6%)	11,070	133,095 (2.1%)	11,520	137,462 (3.3%)	11,595	142,272 (3.5%)	12,074	85,018

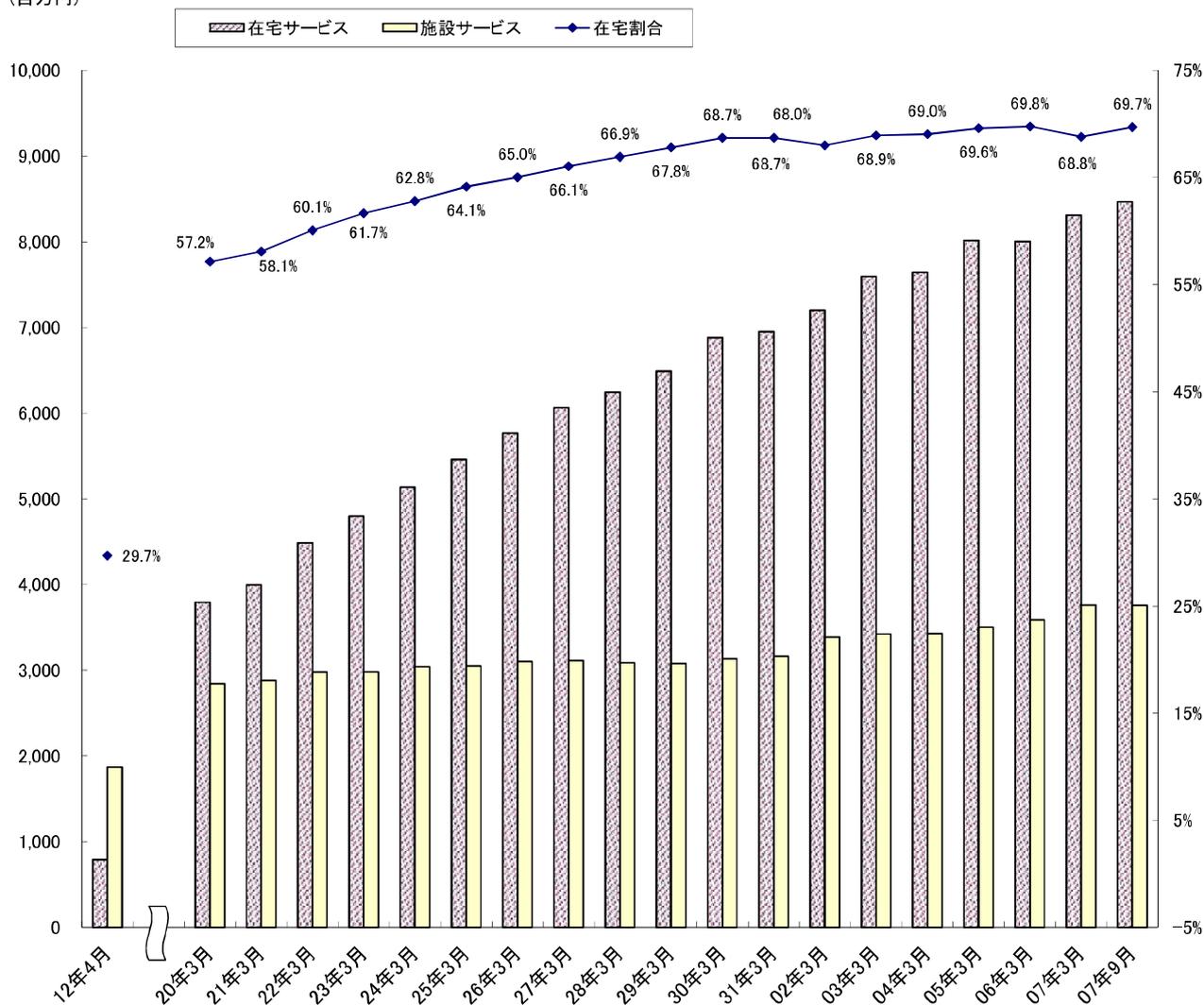
注1 兵庫県国保連合会に対する支払い実績を集計したもの

注2 福祉用具購入費、住宅改修費等償還払い、高額介護サービス費(公費負担分等)を除く

注3 各年度合計については、平成12年度は4月～2月分(11か月分)の合計であり、平成13年度からは3月～2月分(12か月分)の合計

注4 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスのみ

(百万円)



7. 保険料の収納状況等

(1) 介護保険料収納状況

【単位:千円】

		12年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年 4月～9月
特別徴収	調定額	1,887,226	26,340,166	25,462,028	26,004,657	26,265,048	26,131,609	27,970,595	14,140,513
	収納額 (年金引去)	1,887,226	26,340,166	25,462,028	26,004,657	26,265,048	26,131,609	27,970,595	14,140,513
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定額	512,455	2,739,853	2,735,970	3,051,161	3,024,820	2,796,114	3,608,787	1,515,004
	収納額	470,921	2,452,190	2,498,311	2,806,146	2,790,431	2,593,963	3,073,647	1,065,266
	収納率	91.90%	89.50%	91.31%	91.97%	92.25%	92.77%	85.17%	70.31%
合 計	調定額	2,399,681	29,080,019	28,197,998	29,055,818	29,289,868	28,927,723	31,579,382	15,655,517
	収納額	2,358,147	28,792,356	27,960,339	28,810,803	29,055,479	28,725,572	31,044,242	15,205,779
	収納率	98.27%	99.01%	99.16%	99.16%	99.20%	99.30%	98.31%	97.13%

※ 還付未済額を除く

(2) 保険料減免の状況

減免の対象となる方	12年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年 4月～9月
①保険料段階が第1段階・第2段階・第3段階のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している方	2,590件	1,466件	1,334件	1,195件	1,144件	1,060件	974件	872件
②失業等により、ご本人やご家族の所得が前年に比べて、半分以上に減少する方のうちの一定の方	324件	198件	3,743件	1,038件	605件	324件	355件	222件
③災害により、住宅、家財に5割以上の被害を受けた方のうち一定の方	0件	20件	21件	11件	26件	24件	21件	13件
④刑事施設等への収監(2か月を超える場合)により、サービスを受けることができなくなる方	4件	28件	17件	30件	30件	36件	30件	12件
⑤保険料段階が第3段階の方のうち「市在日外国人等福祉給付金を受給している方(職権適用分)」	539件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件

※ 実績は減免決定件数

① 平成18年度からは、保険料段階が第3段階も対象。ただし、平成18年度からの保険料段階 新2段階の設定により対象者は減少

⑤ 平成18年度から、保険料段階の第3段階が対象のため対象者は減少

(3) 利用料軽減措置の状況

減免の対象となる方	12年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年 4月～9月
①利用料の世帯合計額が一定の上限を超える場合、超過額を高額介護サービス費として支給	延28,959件	延275,666件	延287,889件	延290,963件	延294,786件	延302,826件	延312,399件	延158,226件
②従来から訪問介護を無料で利用していた人等の利用料を軽減又は免除	5,523件	0件						
③特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の利用料の軽減	3,701件	29件	24件	13件	8件	6件	3件	3件
④特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の食事標準負担額の軽減	3,701件	—	—	—	—	—	—	—
⑤介護保険施設入所者の食事標準負担額の軽減	2,775件	—	—	—	—	—	—	—
⑥介護保険施設入所者とショートステイの食費・居住費(滞在費)の負担軽減	—	13,389件	13,717件	12,226件	12,483件	12,382件	12,248件	10,408件
⑦社会福祉法人等による生計困難者に対する軽減	660件	683件	699件	688件	700件	789件	814件	652件
⑧災害、事業休廃止等による利用料減免	—	2人						

- ※ ①について、平成12～20年度までは償還払いのみ。平成21年度より現物給付分（生活保護の被保護者）の件数を含む
- ※ ②について、平成17年6月で障害者施策分以外の軽減措置が終了。平成20年6月で障害者施策分の軽減措置も終了
障害者施策分の免除措置については引き続き継続
- ※ ②～⑦について、件数は認定証発行件数（平成18年度からは、当年7月1日から翌年6月末の件数）
- ※ ⑦について、平成17年9月までは対象者の要件が生活困窮者に対する保険料減免と同じであったため、当該保険料減免申請者に対しては、実際のサービス利用の有無にかかわらず、自動的に⑦の認定証を発行。平成17年10月から対象者の要件が変更
- ※ ⑧について、人数は登録者数（当年7月1日から翌年6月末の件数）

8. 事業者指導・監査の状況

	20年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年 4月～9月	
集団指導	3件	0件	1件	1件	1件	1件	1件	0件	
実地指導	計	50件	278件	34件	115件	364件	509件	545件	299件
	居宅介護支援	3件	29件	5件	19件	82件	43件	117件	38件
	訪問介護	5件	28件	7件	17件	98件	83件	91件	66件
	デイサービス等	0件	44件	5件	14件	56件	114件	82件	45件
	グループホーム等	35件	58件	4件	7件	16件	62件	55件	17件
	特養・老健等	4件	102件	7件	52件	40件	89件	119件	75件
	その他	3件	17件	6件	6件	72件	118件	81件	58件
監査	計	14件	60件	43件	39件	30件	53件	56件	39件
	居宅介護支援	1件	5件	2件	2件	2件	2件	0件	2件
	訪問介護	2件	16件	9件	10件	5件	3件	5件	3件
	デイサービス等	1件	10件	2件	2件	1件	6件	2件	1件
	グループホーム等	9件	10件	4件	4件	9件	9件	12件	10件
	特養・老健等	0件	15件	24件	17件	13件	31件	35件	22件
	その他	1件	4件	2件	4件	0件	2件	2件	1件
自主監査 (29年度までは 書面監査)	計	—	1,025件	0件	678件	80件	0件	0件	0件
	居宅介護支援	—	471件	0件	164件	0件	0件	0件	0件
	訪問介護	—	540件	0件	143件	0件	0件	0件	0件
	デイサービス等	—	0件	0件	139件	0件	0件	0件	0件
	グループホーム等	—	0件	0件	23件	0件	0件	0件	0件
	特養・老健等	—	0件	0件	94件	80件	0件	0件	0件
	その他	—	14件	0件	115件	0件	0件	0件	0件

注：予防サービスを除く

- 平成24年4月に、兵庫県から神戸市に指導監督権限が委譲された。
- ※ 集団指導：多数の事業者に講習等の方法により、制度説明等を行う。
- ※ 実地指導：事業者等の所在地において実地を行う。
- ※ 監査：各種情報により、指定基準違反が疑われる場合に行う実地検査
- ※ 自主監査：事業者が事業運営について自己点検を行い、その結果を報告させる。
- ※ 書面監査：提出された自己点検シートをもとに、事業運営等について確認する。（平成29年度まで）
- ※ 令和元年度の集団指導は感染症予防のため中止。資料を市ホームページに掲載
- ※ 令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相当期間実地指導及び自主監査を見合わせた。

介護予防通所サービスの時間短縮型導入による 給付費の抑制効果



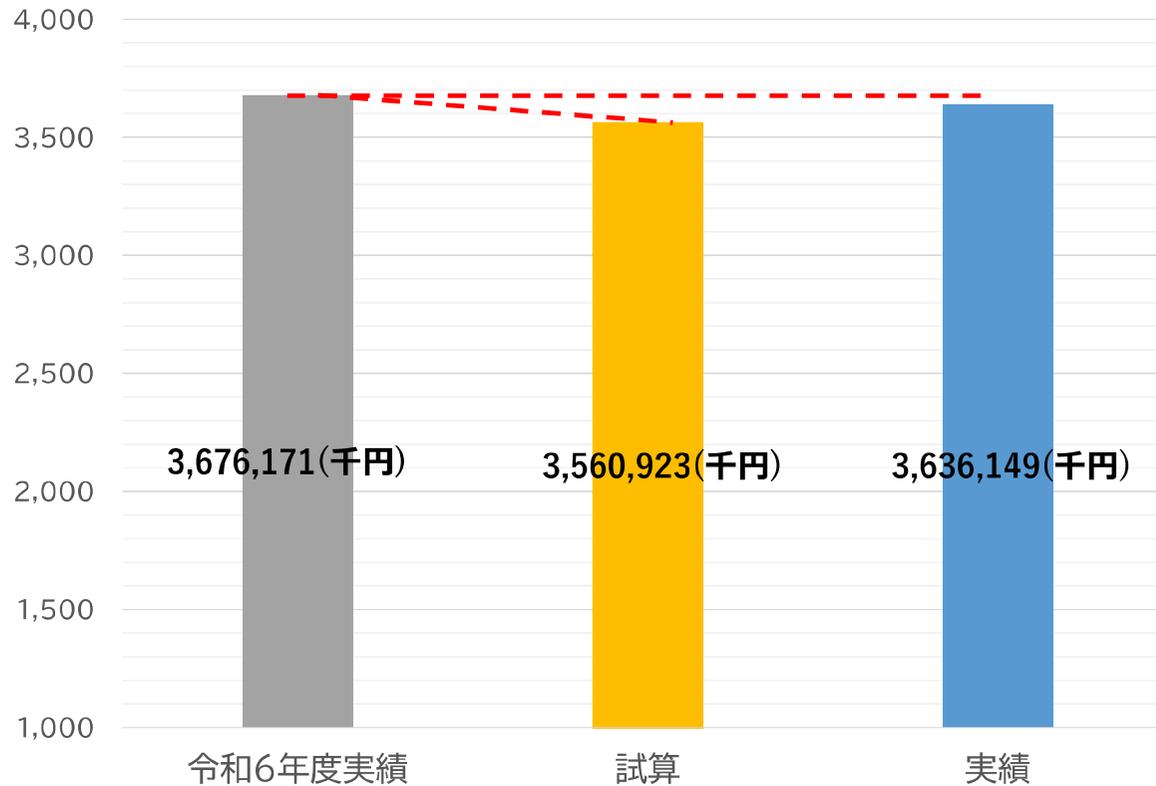
改正内容

- 令和7年4月より、介護予防通所サービスの報酬区分について、利用者が使いやすい体系となるよう見直しを行い、サービス利用時間「3時間未満」の報酬区分を新設しました。

対象者	利用者負担月額 (1割負担を想定)		
			※地域単価 10.54円
事業対象者・要支援1・2 (週1回程度の利用)	1,896円	→	1,611円 (△285円)
要支援2 (週2回程度の利用)	3,817円	→	3,245円 (△572円)

介護予防通所サービスの給付費の抑制効果

(千円)



試算

削減額： **115,248千円**

約**3.1%**の給付費抑制効果

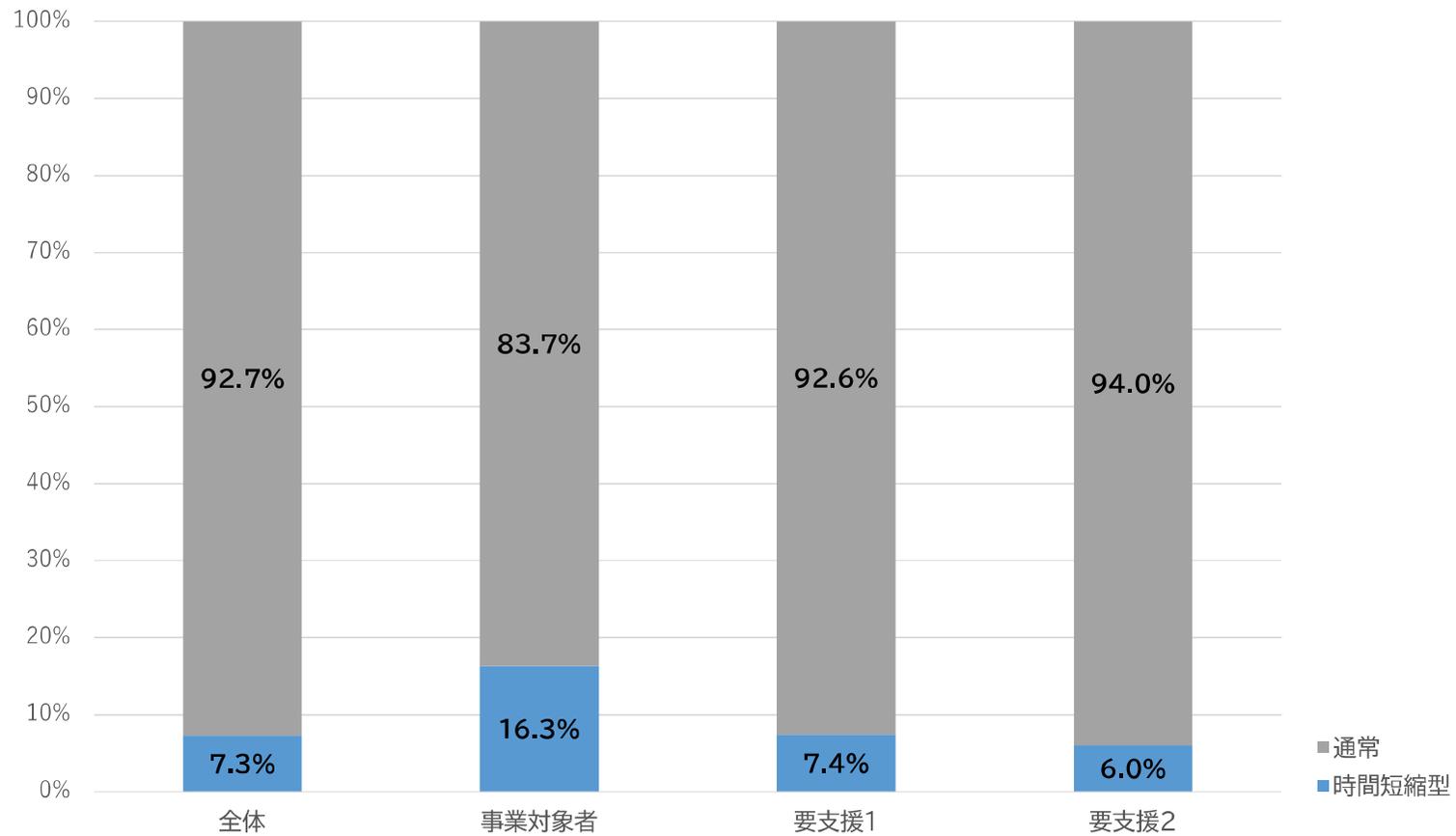


実績 (R7年9月までの請求データから算出)

削減額： **40,022千円**

約**1.1%**の給付費抑制効果

区分ごとの利用割合（要介護度別）



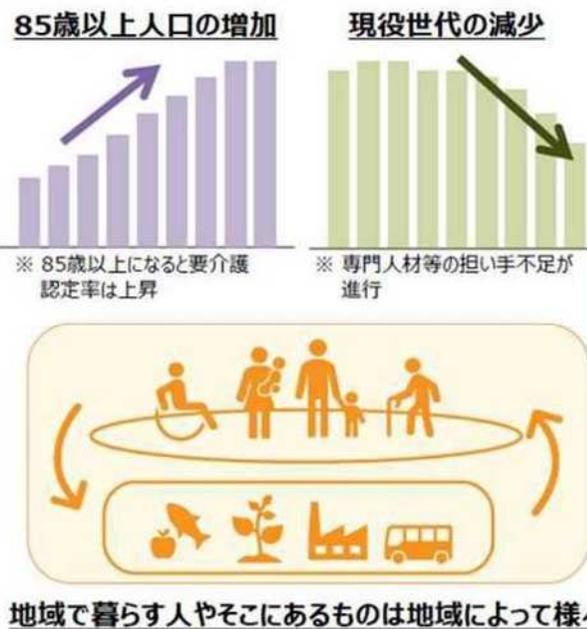
2040年に向けたサービス提供体制等のあり方 検討会について



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）①

総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

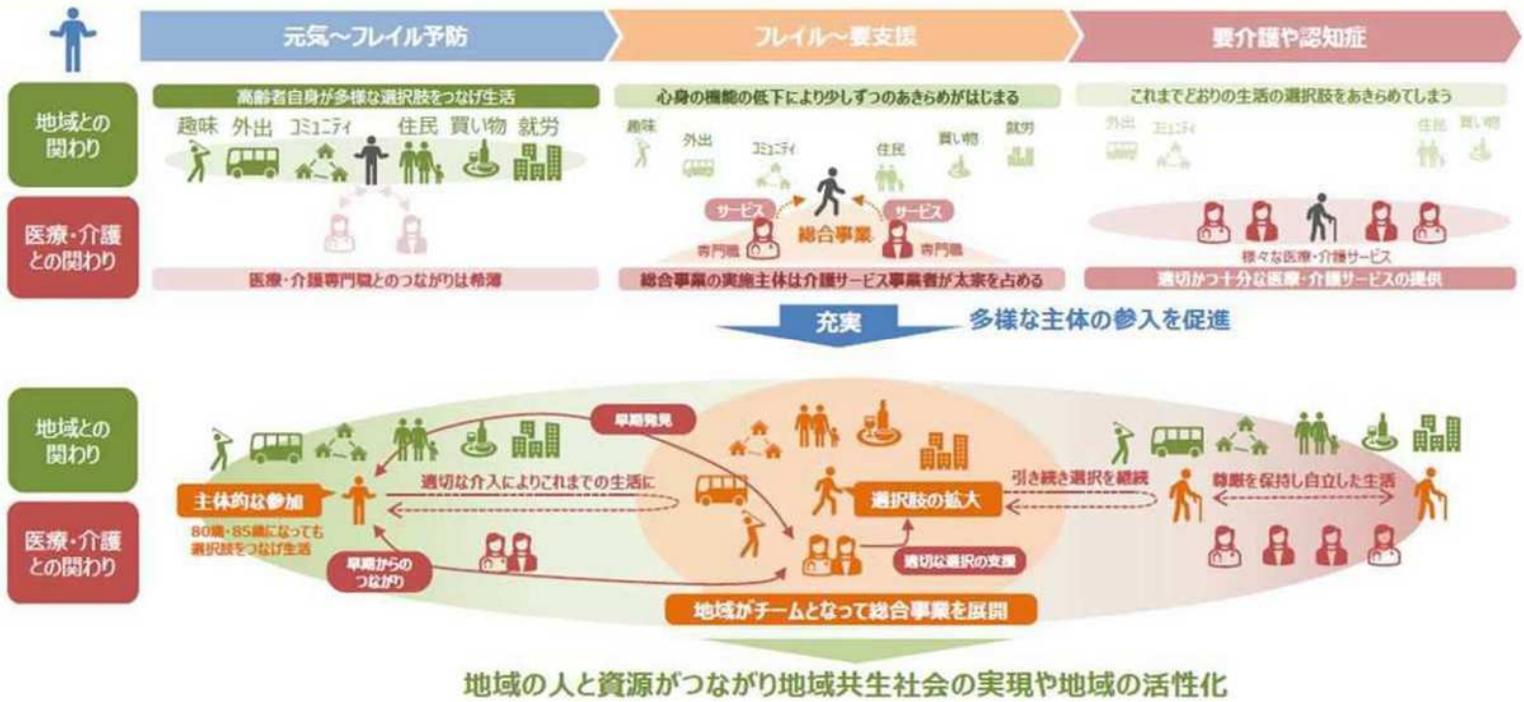


地域共生
社会の実現



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）② 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の中間整理資料より

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（概要）

令和7年7月25日

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生（※）

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- （配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等）
- ・地域の介護等を支える法人への支援

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

(4) 福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

介護予防・健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業の要点

- 高齢者が地域支援の担い手として主体的に参加すること。
- 専門職が専門性を発揮しつつ、高齢者や**多様な主体を含めた地域の力を組み合わせ**ていくこと。
- 高齢者が**希望する場所で介護予防・健康づくり等に取り組む**ことができるような仕掛けが必要。
- 一般介護予防事業の中で実施する通いの場について、誰もが一緒に参加し、認知症予防、多世代交流など、**地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として、地域共生社会の実現に向けて発展・拡充**させていく必要があること。
- **介護予防と地域資源を連携**（高齢者の移動支援や買い物支援など）させ、地域づくりの活性化や介護予防活動の充実を図るため、**地方における創意工夫で取り組んでいくことが重要**であること。

参考資料 1

神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 (敬称略、五十音順)

明石 隆行 種智院大学人文学部社会福祉学科教授

足立 泰美 甲南大学経済学部経済学科教授

植野 礼子 一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会世話人

大浦 由紀 神戸市シルバーサービス事業者連絡会副会長

大貫 智彦 社会福祉法人絆福祉会 ケアハウスふるさと 施設長

宗政 美穂 特定非営利活動法人
福祉ネットワーク西須磨だんらん事務局長

計 6 名

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

- 2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 部会に必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

- 2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。
- 3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

別表（第2条関係）

部会の所掌事務

1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成27年5月28日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成12年7月11日決定）第6条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第2条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

(1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数10名以内

(2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数10名以内

2 第1項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。

6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、座長が招集する。

8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 総合事業サービスワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められる事

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関する事
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められる事

2024 年度第 1 回総合事業サービスワーキンググループにおける主なご意見
(2025 年 2 月 7 日開催)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況報告

2. 総合事業ガイドラインの一部改正について

内容：総合事業の直近の実施状況等と、昨年 8 月に改正のあった国の総合事業ガイドラインの改正内容について報告を行った。

(生活支援訪問サービスについて)

- ・事業所数の減について、どのようにとらえているか。供給側へのサポートが必要ではないか。
- ・生活支援訪問サービスに、NPO 等が参入するには、ハードルが高い。一方、あんしんすこやかセンターからは、総合事業のみの提供であれば、すぐに要介護になりそうな状態の方をサービスに繋げにくいといった声もあった。
- ・一方、従来の訪問介護事業所からすると、生活支援訪問サービスは 8 割しか報酬が入らない、それなら訪問介護を重点に受けたいという意見もある。
- ・生活支援訪問サービスの従事者は、福祉未経験の方も多く、実際に働いて、すぐに現場とのギャップを感じ早々に辞めてしまう方もいる。

→ (事務局)

- ・事業所から、担い手の確保が難しい(求人募集するが来てくれない・なかなか採用に繋がらない)といった声はある。研修修了生と事業所とのマッチングに課題があると認識しており、修了生アンケートや事業所からの意見を把握しながら今後も効果的な支援を検討していきたい。

(各サービスの利用者数について)

- ・訪問型、通所型それぞれの利用者数の実績について、推計(介護保険事業計画)と比較してフィットしているのかどうか。
- ・フレイル改善通所サービスは、どのくらいの人を見込んでいますか。

→ (事務局)

- ・第 9 期の神戸市介護保険事業計画では、総合事業の訪問型は 10,900 (人)、通所型は 12,000 (人)を見込んでおり、ほぼ同等である。
- ・フレイル改善通所サービスの箇所数については、送迎なしのサービスであることから、身近な場所で実施するため各区 3～4 カ所での実施のため公募。現在は利用者数がまだ少ないが、1 月以降利用者数が増加している会場もあり、実態を把握しながらすすめていきたい。また、サービス利用までの効果的な流れを作っていくことも重要だと認識しており、つなぎの部分改善していきたい。

3. ケアマネジメントの簡素化について

内容：神戸市の介護予防ケアマネジメントの簡素化の内容案について、報告を行った。

- ・対象となる件数が少ないのではないかと。
 - ・あんしんすこやかセンターの業務が多忙化する中、介護予防ケアマネジメントについて簡素化されることはいいことだと思う。
 - ・(通所)事業所の書類負担軽減(簡素化)については何も無いのか。
- (事務局)
- ・フレイル改善通所サービスの実績について、今は確かに少ないが、簡素化することで利用者数(対象件数)も増加することを見込んでいる。
 - ・デイレポートは廃止。それ以外の書類が簡素化できるかどうか現在調整(検討)中。

神戸市 介護予防・日常生活支援総合事業
「新たな通所型サービス」について
(サービス・活動Aの新設)



総合事業のサービス・活動の類型（通所型サービス）

※黄枠は神戸市で実施あり

	多様なサービス・活動					
	従前相当サービス	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	その他
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	・介護サービス事業者等	・介護サービス事業者以外の多様な主体 ・(介護サービス事業者等)	・ボランティア団体など地域住民の主体的な活動を行う団体 ・当該活動を支援する団体	・保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等		
基準	国が定める基準を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める				
費用	国が定める額(単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	・要支援1～2 ・事業対象者	・要支援1～2 ・事業対象者 ・継続利用要介護者	・要支援1～2 ・事業対象者 ※計画的な支援を短期集中的に行うことにより改善すると認められる者			
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	・地域の多様な主体の従事者 ・高齢者を含む多世代の地域住民 ・(有償・無償のボランティア)	・有償・無償のボランティア ・マッチングなどの利用調整を行う者	・保健医療専門職		

※介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより（一部改変）

総合事業のサービス・活動の類型（通所型サービス サービス・活動A）

	サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		神戸市 新たな通所型サービス
	指定	委託	
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)	委託費の支払い	委託 (委託費+利用者負担)
想定される 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者以外の多様な主体 ・(介護サービス事業者等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体 ・介護サービス事業者等
基準	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める		人員・設備基準を緩和
費用	国が定める額 (単位数) 加算設定も可	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める	市が定める
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1～2 ・事業対象者 ・継続利用要介護者 		<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1～2 ・事業対象者 →継続利用要介護者
支援の提供者	市町村が定める基準による		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体 ・介護サービス事業者等
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な主体の従事者 ・高齢者を含む多世代の地域住民 ・(有償・無償のボランティア) 		

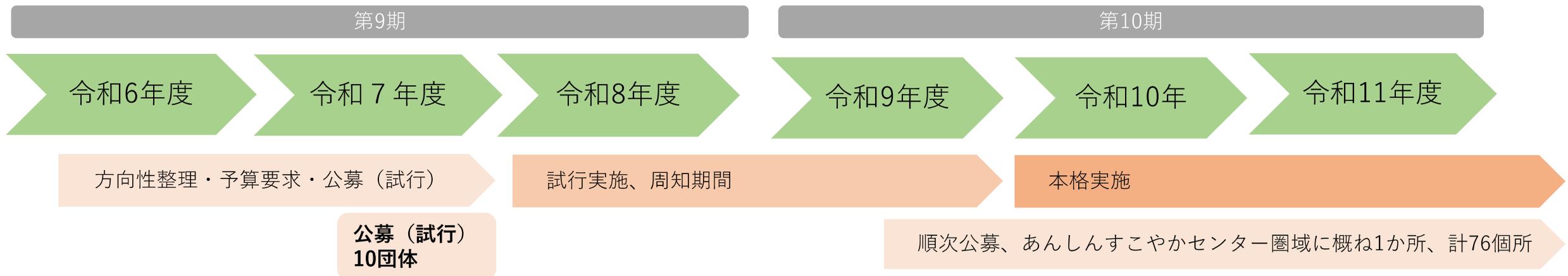
試行実施スケジュール

- 令和8年 1月 総合事業ワーキング・予算プレス
- 2月 試行実施のための事業者公募
(各区1か所、計10事業者を選定予定)

令和8年7月～令和9年度末（令和10年3月） 試行実施期間

令和10年度～ 順次実施場所を追加

令和12年度 あんしんすこやかセンター圏域に概ね1か所 市内76個所で実施



新たな通所型サービス 内容（1）

【対象者】 要支援者・事業対象者のうち、ケアマネジメントの結果サービスが必要と判断された方
ただし、要介護者・認定のない方の参加を拒まない（自主事業）

【内容】 ・ 週1回（月4回）

- ・ 1回あたり**90分以上**（上限は設けない）
- ・ 体操（30分程度）＋ 介護予防につながる事業者オリジナルプログラム
- ・ 原則送迎を実施
- ・ 食事、入浴はサービス内容に含まず、サービス時間外に実施

【実施方法】 委託により実施（R8年2月中旬頃事業者公募予定）

準備	～30分程度	～60分
受付	体操 ストレッチ ・ 脳トレ	事業者オリジナルプログラム ・ 筋トレ、ストレッチ、健康教育等（フィットネス事業者等） ・ 音楽、料理、ウォーキング、農業・園芸、フラワーアレンジメント、絵画等（各事業者） ・ 健康マージャン、地域の歴史学習・フィールドワーク等（地域NPO等）



【設備基準】

- ・ 3 m² × 利用定員以上の広さ（利用者10名以上が利用できる区画）
- ・ 消火設備その他必要な設備備品

【人員基準】

- ・ 管理者 1名以上
- ・ スタッフ 1名以上（利用者15名以上～ 必要数を追加）

※管理者・スタッフに資格要件はなし。

【その他】

- ・ 個別サービス計画は不要



試行実施までのスケジュール

BE KOBE

令和8年	2月中旬	公募開始
	4月中旬	委託事業者決定
	5月	あんしんすこやかセンターへの事業説明
	6月～	サービス利用調整等
	7月～	サービス利用開始

